

## **実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント**

平成 18 年 4 月 28 日  
あづさ監査法人  
退職給付会計検討グループ

平成 18 年 3 月 16 日付で公表されました「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、あづさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤昇、 公認会計士 宮原さつき、 公認会計士 倉田知子

### **1. 交付金の会計処理**

当検討グループとしては、代行部分に係る退職給付債務については現行の退職給付会計基準の変更が必要とは考えておらず、したがって、公開草案において記載されている交付金の会計処理に賛成する。

以下では、公開草案の「（参考）検討にあたって」に関する検討結果を述べることとする。

### **2. 退職給付会計基準の対象外とすべきであるという意見について**

#### **【コメント】**

退職給付会計基準の対象外とすべき意見には反対する。

#### **【理由】**

公開草案に記載されている見解に加えて、もともと企業側に代行部分と加算部分を一体として運用することにより、運用資金の規模を大きくし有利な運用を目指すという意図がある以上、対象外として会計処理することは、実態に合っているとは考えられず、また、給付責任が政府（厚生年金本体）ではなく、当該基金にある点については法改正がなされていないのであるから、退職給付会計基準の考え方を変更する必要はないものと考える。

### **3. 代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見について**

#### **【コメント】**

反対する。

#### **【理由】**

退職給付会計基準では、年金財政計算と退職給付債務計算を切離し、退職給付債務の計算については、発生給付評価方式を採用したと理解している。当検討グループとしては、前述のとおり厚生年金基金を代行部分と加算部分とを一体とした年金制度と位置づけており、また最低責任準備金の計算自体が会計上の観点とは異なる観点であることから、これをもって退職給付債務とする立場は取り得ない。

また、今回の法改正で交付金を受取ることは、事業主以外からの拠出と同様の会計事象と扱うことが妥当と考えており、年金財政計算と退職給付債務計算は分離して会計処理を決定すべきと考える。

以上